

防人1第3192号

18.3.30

防人服第3496号

21.3.23

最終改正 防人服(事)第81号

令和2年3月17日

陸上幕僚長
海上幕僚長 殿
航空幕僚長

事務次官

自衛官に対する薬物検査について（通達）

標記について、別紙のとおり定め、平成18年4月1日から実施することとされたので、遺漏なきよう措置されたい。

添付書類：別紙

自衛官に対する薬物検査実施要綱

1 趣旨

- (1) この要綱は、自衛官に対する薬物検査の実施等に必要な事項を定めるものとする。
- (2) 薬物検査は、違法な薬物使用（以下「薬物乱用」という。）を未然に防止することにより厳正な規律を保持するとともに、薬物使用がないことを確認することにより自衛隊に対する国民の信頼を確保することを目的とするものとする。

2 定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 薬物検査 自衛官に対して、大麻取締法（昭和23年法律第124号）第1条に規定する大麻、覚醒剤取締法（昭和26年法律第252号）第2条第1項に規定する覚醒剤、麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第2条第1号に規定する麻薬若しくは同条第6号に規定する向精神薬又はあへん法（昭和29年法律第71号）第3条第2号に規定するあへん若しくは同条第3号に規定するけしがらの人体への摂取の有無を確認するために行う検査をいう。
- (2) 幕僚長 陸上幕僚長、海上幕僚長及び航空幕僚長をいう。
- (3) 部隊等 幕僚長の監督を受ける部隊及び機関をいう。
- (4) 検査実施責任者 薬物検査を適正に実施する責務を有する者で、幕僚長が指定したものをいう。
- (5) 検査実施者 薬物検査の実施に関する職務を行う者で、幕僚長又は検査実施責任者が指定したものをいう。
- (6) 検査対象者 薬物検査の実施の対象となったことを告知された者をいう。
- (7) 無作為抽出法 抽出用の一連番号等を付与し、又は認識番号等を使用して、乱数表等により規則性を持たせないで抽出する方法又は数式等により一定の規則性を持たせて抽出する方法をいう。
- (8) 特定抽出法 特定の条件を定めて抽出する方法をいう。

3 検査対象者の選定

幕僚長は、次の各号に定めるいずれかの方法により、検査対象者を選定するものとする。

- (1) 無作為抽出法により抽出した自衛官を検査対象者とする方法
- (2) 無作為抽出法又は特定抽出法により抽出した部隊等又は集団に属する自衛官を全て検査対象者とする方法
- (3) 前2号の方法を組み合わせて検査対象者を特定する方法
- (4) 前3号に定めるもののほか、幕僚長が特に必要と認める方法

4 薬物検査の実施体制等

- (1) 幕僚長は、薬物検査を実施する場合には、第3項の規定により検査対象者を選定し、検査対象者及びその選定方法を検査実施責任者に通知するものとする。
- (2) 検査実施責任者は、前号の通知を受けた場合には、速やかにその内容を検査実施者に通知し、薬物検査の実施を命ずるものとする。
- (3) 幕僚長、検査実施責任者及び検査実施者は、事前に薬物検査の実施を検査対象者に知られることのないように留意しなければならない。

5 検査対象者への告知・同意の取り付け

- (1) 検査実施者は、原則として薬物検査の実施日に、検査対象者に当該薬物検査の実施の対象となったことを告知するものとする。
- (2) 検査実施者は、薬物検査を実施しようとするときは、あらかじめ、検査対象者に対し、別紙様式第1による薬物検査同意書（以下「同意書」という。）を閲読させ、同意書に記載された内容を口頭で説明した上で、同意書により検査対象者の同意を得なければならない。
- (3) 検査実施者は、検査対象者の求めに応じて、その者の選定方法について説明を行うものとする。

6 薬物検査の実施

- (1) 検査実施者は、薬物検査の受検に同意した検査対象者に対して、幕僚長が指定する薬物尿検査キットにより検査を実施するものとする。
- (2) 検査実施者は、前号の検査の結果、陰性と判定されなかった自衛官に対しては、当該検査の結果を確認するために、必要に応じて幕僚長の定める再検査を行うとともに、当該自衛官から薬物使用の有無その他必要な事項について聴取するものとする。
- (3) 検査実施者は、前2号に定める薬物検査の実施後、速やかにその結果（以下本項において「実施結果」という。）を検査実施責任者に報告するものとする。
- (4) 検査実施責任者は、実施結果に基づき、隊員に薬物乱用の疑いがあると認める場合には、直ちに幕僚長にその旨を報告するとともに、捜査機関への通報又は刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第239条第2項の規定に基づく告発を行い、併せて当該隊員の懲戒権者に申立てを行うものとする。
- (5) 検査実施責任者は、第3号の報告を受けた場合及び前号に定める措置を行った場合には、実施結果その他必要な事項を記録し、この記録を保管するとともに、この記録の内容について幕僚長に報告しなければならない。

7 受検に同意しない隊員の取扱い

- (1) 検査実施者は、検査対象者が薬物検査の受検に同意しないときは、検査対象者からその理由を聴取するとともに、検査対象者に対し、同意書に記載された内容を再度説明し、改めて薬物検査の受検を求めるものとする。

- (2) 前号の求めにもかかわらず、なお検査対象者が薬物検査の受検に同意しない場合には、検査実施者はその旨を検査実施責任者に報告するものとする。
- (3) 検査実施責任者は、検査実施者から前号の報告を受けた場合には、検査対象者が薬物検査の受検に同意しない理由その他必要な事項を記録し、この記録を保管するとともに、この記録の内容について幕僚長に報告しなければならない。
- (4) 幕僚長は、第3項の規定にかかわらず、薬物検査の受検に同意しない自衛官については、翌年度も改めて検査対象者に選定しなければならない。
- (5) 検査実施責任者は、第3号の記録に関して捜査機関から刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づく照会があった場合には、第3号の記録の内容に基づく書面を提出するものとする。

8 個人情報の保護

幕僚長は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）その他の法令の定めるところに従い、検査対象者の個人情報の保護に万全を期さなければならない。

9 隊員への教育等

- (1) 幕僚長は、薬物検査の円滑な実施を図るため、所部の自衛官に対して、薬物検査に関する教育等を実施するよう努めるものとする。
- (2) 幕僚長は、薬物検査に関する事項について理解させるため、新たに隊員となった所部の自衛官に対して、必要な教育を実施しなければならない。

10 防衛大臣への報告

幕僚長は、毎年度、その前年度に実施した薬物検査の実施状況について、別記様式第2による薬物検査実施報告書を作成し、毎年4月末日までに、防衛大臣に提出しなければならない。

11 委任規定

この要綱に定めるもののほか、薬物検査の実施に関し必要な事項は、幕僚長が定める。

薬物検査受検同意書

- 1 薬物検査は、市販の薬物尿検査キット等を使用して、薬物の人体への摂取の有無を確認するために行うものです。
- 2 薬物検査は、違法な薬物使用（以下「薬物乱用」という。）を未然に防止することにより厳正な規律を保持するとともに、薬物使用がないことを確認することにより自衛隊に対する国民の信頼を確保することを目的として実施するものです。
- 3 薬物検査は、検査対象者本人の同意を得た上で行います。
- 4 薬物検査の受検に同意しなかった場合、その事実は検査記録として保管されます。
この検査記録は、部内整理用として作成するものですが、犯罪捜査のため、捜査機関から関係法令に基づく照会があった場合には、当該検査記録を捜査機関に提出します。
- 5 この薬物検査の受検に同意しなかった者は、翌年度も検査対象者となります。
- 6 市販の薬物尿検査キットによる検査の結果、陰性と判定されなかったときは、その結果を確認するために、別の方法による再検査を行う場合があります。
- 7 薬物検査の結果、薬物乱用の疑いがあると認められた場合には、捜査機関に通報又は告発をするとともに、懲戒権者への申立てを行います。

以上を踏まえ、以下の質問事項に回答してください。（「はい」又は「いいえ」の欄にチェックを入れてください。受検に同意しない場合、可能であれば、備考欄にその理由の記述をお願いします。）

質 問 事 項	は い	いいえ	備 考
薬物検査の受検に同意します。			

以上、相違ありません。（自 署）

平成 年 月 日

所属 _____

階級 _____

氏名 _____ 印

